

北九州市環境未来ビジネス創出助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、循環型経済社会及び脱炭素社会の実現に向け、市内における環境未来ビジネスの創出を支援することにより、環境産業の振興を図り、我が国ひいては世界的な環境分野の課題の解決に先導的役割を果たすことを目的として行う、当該研究及びビジネス創出に要する経費に係る助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

第2条 北九州市環境未来ビジネス創出助成金（以下「助成金」という。）の交付については、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号。以下「補助金等交付規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境未来ビジネス 環境分野の社会実装及び実証研究により創出されるビジネスをいう。
- (2) 社会実装 環境ビジネスの創出に向けた研究成果等の早期事業化に向けた取組をいう。
- (3) 実証研究 廃棄物処理技術、リサイクル技術、環境保全技術、環境に配慮した製品開発技術、新エネルギー技術及び省エネルギー技術等の環境技術のうち、先進的かつ実現性の高いものに関する研究開発をいう。
- (4) フィージビリティスタディ（以下「F S」という）
次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 社会実装及び実証研究を行う前段階としての技術的内容、市場性及び経済性等の調査・研究
 - イ 環境産業の展開において重要となる原材料の確保や物品の流通等に関する調査・研究
- (5) 研究開発等 社会実装、実証研究及びF Sをいう。
- (6) 重点テーマ 市が重点的に支援する研究等のテーマをいう。
- (7) 市内中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項にいう中小企業者であって、市内に事務所、事業所（研究施設を含む。）を有する者をいう。ただし、中小企業者以外の法人であって事業を営むものが単独で、当該中小企業の発行済株式の2分の1以上を保有する場合を除く。
- (8) 教育研究機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（大学院及び短期大学を含む。）及び高等専門学校若しくは職業訓練大学校その他これに類する教育機関又は国（独立行政法人を含む。）若しくは地方公共団体が設置する研究機関をいう。

(助成金の交付要件)

第4条 助成金の交付を受けて研究等を行う者（以下「研究者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて備えなければならない。

- (1) 市税を滞納していないこと
- (2) 研究等の内容が新規性、独自性を有するものであること
- (3) 研究開発等を行う際に法令に違反するおそれがないものであること
- (4) 研究開発等を行う際に安全性が十分に確保されるものであること
- (5) 研究開発等を確実に行うに足る能力を十分に有していること
- (6) 研究開発等を行う施設の市民への公開性が十分に確保されるものであること
- (7) 次のいずれかに該当すること
 - ア 社会実装 市内で社会実装を行う者。
 - イ 実証研究 市内で実証研究を行う者。
 - ウ FS 市内企業又は市内企業と共同で研究を行う者。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員と密接な関係を有する者

（助成対象経費）

第5条 助成の対象となる経費は、研究開発等に必要経費のうち、別表1に掲げるものとする（消費税相当分及び地方消費税相当分を含む額とする）。

（助成金の交付及び額等）

- 第6条 市長は、助成金の交付の申請のあった者のうち、第4条各号に掲げる要件をすべて備えた者に対して、予算の範囲内で助成金を交付することができる。
- 2 助成金の額は、助成の対象となる経費に次の各号の率を乗じて得た額の範囲内の額とする。ただし、社会実装及び実証研究にあつては1,000万円、FSにあつては200万円を上限とする。
- (1) 市内中小企業者が中心となって研究等を行う場合 2/3以内
 - (2) 前号以外の場合 1/2以内
- 3 助成の対象となる研究開発等に係る期間は一年以内とし、前年度と同一の研究者による同一の研究開発等に対する助成（以下「更新」という。）を妨げない。ただし、社会実装にあつては、更新の回数は1回以内、実証研究にあつては、更新の回数は2回以内とする。
- 4 複数の研究者が共同で研究開発を行う場合、助成金の交付はその代表者（以下「研究代表者」という。）に対して行うものとする。
- 5 市長は、研究者の求めに応じて、助成金の一部について概算払いをすることができる。

（国、県及び関係団体から助成を受ける場合）

第7条 前条第2項の規定にかかわらず、この要綱による助成金の交付を受ける研究者が、同一の研究開発等について同一年度中に国、県及び関係団体から助

成又は補助等を受ける場合、当該助成又は補助等を受ける額を助成対象経費から控除する。ただし、この要綱による助成金の交付決定後、交付額を除く経費に対して、国、県及び関係団体から助成又は補助等を受ける場合は、この限りでない。

(市等の他の制度との併給制限)

第8条 市長は、研究者が同一の研究開発等の内容で、北九州市及び北九州市から出資を受けている団体が実施する事業又は受けた場合の併給を認めないものとする。

(全体計画書等の提出)

第9条 研究者（以下、複数の研究者が共同で研究開発等を行う場合は、研究代表者）は、毎年度、市長が定める日までに北九州市環境未来ビジネス創出助成事業全体計画書（以下「全体計画書」という。）及び北九州市環境未来ビジネス創出助成事業年次計画書（以下「年次計画書」という。）を提出しなければならない。

(意見の聴取)

第10条 市長は、全体計画書及び年次計画書を審査するに当たり、北九州市環境未来ビジネス創出検討会（以下「検討会」という。）を開催し、学識経験者等の意見を聴取するものとする。

(採択)

第11条 市長は、前条の規定による検討会の意見を尊重し、全体計画書及び年次計画書の内容を審査した後、研究開発等の採択又は不採択を決定し、その旨を通知する。

(助成金の交付申請)

第12条 研究開発等の採択の通知を受けた研究者は、助成金の交付を受けるに当たって、北九州市環境未来ビジネス創出助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）及び研究代表者にあつては北九州市環境未来ビジネス創出助成事業共同研究開発等グループ協定書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第13条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があつた場合は、交付申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付決定を行い、その旨を研究者へ通知するものとする。

2 前項の通知は、年次計画書に定める研究開始の時期にかかわらず、毎年9月までに行うものとする。

(暴力団等関与の場合の交付決定取消し)

第14条 市長は、交付決定されたものが第4条第8号に該当することが明らかとなった場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

この場合において、取消しにより申請者に損害があっても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(実績報告及び完了報告)

第15条 研究者は、当該年度の助成対象研究開発等が終了したときは、北九州市環境未来ビジネス創出助成事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 研究者は、複数年度にわたる助成対象研究開発等が完了したときは、北九州市環境未来ビジネス創出助成事業完了報告書を提出しなければならない。

(精算)

第16条 助成金は毎年度精算するものとし、交付を受けた額に剰余が生じたときは、研究者は剰余金を返還しなければならない。

2 前項の精算にあたり、市長は、提出された実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、検討会の意見を聴取したうえで、研究開発等の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、研究者に通知するものとする。

(暴力団等関与の場合の補助金の返還)

第17条 第14条の規定により助成金の交付の決定を取消した場合において、市長は、すでに交付されている助成金の全額又は一部について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団等関与の場合の違約金)

第18条 第14条の規定により助成金を取り消されたときは、取り消された助成金の額の10分の1に相当する金額を違約金として市に納付しなければならない。

(助成対象研究開発の変更及び中止)

第19条 研究者は、助成対象研究開発等を変更又は中止しようとするときは、変更にあつては北九州市環境未来ビジネス創出助成事業変更申請書を、中止にあつては北九州市環境未来ビジネス創出助成事業中止申請書を、あらかじめ市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項で研究開発等の中止を承認された研究者は、ただちに中止までの研究開発等の進捗状況をまとめ、実績報告書を提出するとともに精算し、残額を返還するものとする。

(成果の帰属)

第20条 研究開発等の成果は、市と研究者との間に別段の合意がある場合を除き、研究者に帰属する。

(助成金交付の条件)

第21条 市長は、助成金の交付決定をする場合において、次の各号を助成金交

付の条件として付するものとする。

- (1) 研究開発等の成果に関して、知的所有権の出願・申請の手続きを行った場合、遅滞なく市長に報告すること
- (2) 当該知的所有権を正当な理由がなく相当期間活用せず、市長が公共の利益のために特に必要があると判断した場合、双方協議のうえ北九州技術移転機関へ譲渡すること
- (3) 研究者が研究開発等の成果を公表若しくは周知等する場合、又は施設整備に活用する場合には、「北九州市環境未来ビジネス創出助成金により開発した技術」である旨を表示すること

(研究開発成果報告及び公表)

- 第22条 研究者は、研究開発等の完了後、市長から報告を求められたときは、研究開発等の成果の実用化及び地域産業への貢献等の状況について、市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、研究開発等の成果等について、公表の内容、方法及び時期を研究者と協議のうえ公表するものとする。ただし、市長が、公表を行うことによって研究者に著しい不利益が生じると認めるときは、この限りでない。

(財産の管理)

- 第23条 研究者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 研究者は、当該年度に次条第1項に規定する取得財産等があるときは、第15条第1項に定める実績報告書とあわせて、取得財産等管理台帳を提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第24条 取得財産等のうち補助金等交付規則第22条第5号の規定により市長が指定する処分を制限する財産は、助成対象経費のうち要綱別表1の1に規定する「(1) 原材料費、消耗品費等」、「(2) 機械装置等の購入」及び「(4) 外注加工費等」で購入または製作する工作物、機械、器具で、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上のものとする。
- 2 研究者は、補助金等交付規則第22条の規定により財産の処分を制限された期間内において、その取得財産等を処分しようとするときは、北九州市環境未来ビジネス創出助成事業財産処分承認申請書を市長へ提出し、承認を受けなければならない。

(諸様式)

- 第25条 全体計画書及び年次計画書等の様式は、別表2に定めるとおりとする。ただし、別表2に定める様式によりがたい特別の理由があるときは、当該様式を適宜補正することができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第26条 第9条及び第12条の規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請等を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第9条及び第12条に規定する書面等により行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、押印または署名等を行うこととしているものについては、氏名又は名称を明らかにする措置であって各号のいずれかに該当するものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(1) 電子証明書による電子署名が付されたもの(マイナンバーカードや商業登記電子証明書など)

(2) 申請者から届け出があった電子メールアドレスから送信されたもの

(3) GビズIDによる認証を経たもの

(委任)

第27条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月8日から施行する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年3月30日から施行し、平成17年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年3月30日から施行し、平成19年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年3月31日から施行し、平成20年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度に行われる助成事業から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に際し、平成23年度と同一の研究者による同一の実証研究が更新される場合の助成金の率については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度に行われる助成事業から適用する。

別表 1

- 1 「社会実装」、「実証研究」及び「F S」に係る対象経費
 - (1) 原材料費、消耗品費等
 - (2) 機械装置等の購入
 - (3) 機械装置等のリース料等
 - (4) 外注加工費等
 - (5) 直接人件費（ただし、F Sについては市内の研究活動に限定しない）
 - (6) 外部講師等技術指導費
 - (7) 工業所有権の導入経費
 - (8) 調査費、旅費等
 - (9) その他市長が認める経費

別表 2

- 1 北九州市環境未来ビジネス創出助成事業全体計画書（第 9 条関係）
様式 1、様式 1-1、様式 1-2、様式 1-3
様式 2、様式 2-1、様式 2-2、様式 2-3
- 2 北九州市環境未来ビジネス創出助成事業年次計画書（第 9 条関係）
様式 3、様式 3-1、様式 3-2
- 3 北九州市環境未来ビジネス創出助成金交付申請書（第 12 条関係）
様式 4
- 4 北九州市環境未来ビジネス創出助成事業共同研究開発等グループ協定書（第 12 条関係）
様式 5
- 5 北九州市環境未来ビジネス創出助成事業実績報告書（第 15 条第 1 項関係）
様式 6
- 6 北九州市環境未来ビジネス創出助成事業完了報告書（第 15 条第 2 項関係）
様式 7
- 7 北九州市環境未来ビジネス創出助成事業変更申請書（第 19 条第 1 項関係）
様式 8
- 8 北九州市環境未来ビジネス創出助成事業中止申請書（第 19 条第 1 項関係）
様式 9
- 9 取得財産等管理台帳（第 23 条第 2 項関係）
様式 10
- 10 北九州市環境未来ビジネス創出助成事業財産処分承認申請書（第 24 条第 2 項関係）
様式 11